

広島市民間自転車等駐車場整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路、公園、緑地その他の公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、良好な生活環境の確保及び都市機能の保持を図るため、民間自転車等駐車場の整備を促進するための補助金の交付に関し、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 原動機付自転車 法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自動二輪車 法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。
- (4) 自転車等 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車をいう。
- (5) 民間自転車等駐車場 国若しくは地方自治体、又はこれらの者から資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資されている法人等（以下「公共団体等」という。）以外の者により、民有地または本市が指定する道路の路面に一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。

(補助対象施設)

第3条 補助金の交付対象とする民間自転車等駐車場（以下「補助対象施設」という。）は、次の各号に掲げるすべての要件に該当するものとする。

- (1) 一般公共の用に供されるものであること。
- (2) 本市の市域のうち、広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第98号。以下「条例」という。）第9条で定める放置規制区域、鉄道駅、軌道停留場又はバス停留所から100m以内の街区、その他市長が適当と認める区域に位置するものであること。ただし、道路の路面に設置するものにあつては、本市が指定する区域に限る。
- (3) 開設の日から継続して5年以上運営されるものであること。
- (4) 構造及び設備について利用者の安全が確保されており、自転車等が容易に駐車できるものであること。
- (5) 極端な高彩度色、低明度色を避けることを基本とし、周辺環境に配慮した色彩としたものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象施設としない。

- (1) 条例の適用を受けて設置されるもの
- (2) 公共団体等から補助金等を受けて設置されるもの

- (3) 百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場、各種学校等がその利用者又は従業員のために設置するもの
- (4) 建築基準法（昭和25年法律201号）その他関係法令に抵触するもの
- (5) 第7条の交付決定を受けた民間自転車等駐車場（以下「補助施設」という。）で、当該交付決定後5年を経過していないもの
- (6) 第8条の申請により中止され、1年を経過していないもの
- (7) 次のいずれかに該当する者が、設置又はその土地を所有するもの
 - ア 広島市税を滞納している者
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ウ 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
 - エ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者

（補助の対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、民間自転車等駐車場設置のための土地取得費（賃借料を含む。）を除く建設費（以下「建設費」という。）及び駐車器具整備費とする。ただし、他の用途の施設と併設する場合にあっては、民間自転車等駐車場部分の経費に限る。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、建設費及び駐車器具整備費の合計額又は別表第1に掲げる標準整備費の額のいずれか低い額に、民有地に設置されるものにあつては3分の2を、本市が指定する道路の路面に設置されるものにあつては2分の1を乗じた額（この額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、民間自転車等駐車場の整備に着手する前に、民間自転車等駐車場整備補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、本市が指定する道路の路面に設置されるものにあつては、(5)を省略する。

- (1) 位置図
- (2) 自転車等駐車場区域の面積求積図
- (3) 各階平面図及び立面図
- (4) 見積書（内訳書を含む。）の写し
- (5) 土地登記事項証明書（借地の場合、賃貸借契約書の写し及び民間自転車等駐車場設置に係る承諾書）
- (6) 広島市税の滞納がない旨の納税証明書

- (7) 氏名、読み仮名、生年月日を記載した関係者名簿（土地所有者を含む）、法人の場合は、役職名を加えた役員名簿
- (8) 一般公共の用に供すると確認できる書類（利用案内、利用に係る約款等）
- (9) その他市長が必要と認める書類

（交付決定及び決定通知）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付することを決定したときは民間自転車等駐車場整備補助金交付決定通知書（第2号様式）により、また、補助金を交付しないことを決定したときは民間自転車等駐車場整備補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（変更等の承認の申請）

第8条 前条の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、第6条の規定により申請した事項を変更しようとするとき、又は補助施設の整備を中止しようとするときは、民間自転車等駐車場整備変更等承認申請書（第4号様式）により、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請内容を審査し、承認したときは、民間自転車等駐車場整備変更等承認通知書（第5号様式）により、補助事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の申請を承認しないとき、又は前項の場合において必要と認めるときは、前条の交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

（整備完了の届出）

第9条 補助事業者は、補助施設の整備が完了したときは、速やかに民間自転車等駐車場整備完了届（第6号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。また、補助金交付後に工事代金等を支払う場合、支払い後、速やかに領収書の写しを提出するものとする。

- (1) 工事契約書の写し
- (2) 請求書（内訳書を含む。）の写し
- (3) 領収書（支払い済みの場合に限る。）その他の支出の事実を証する書類の写し
- (4) 建築確認済証及び検査済証の写し（建築物設置の場合に限る。）
- (5) 工事完成図面及び写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第10条 市長は、前条の届出の内容を確認し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、民間自転車等駐車場整備補助金交付確定通知書（第7号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 1 1 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の通知を受けた後、民間自転車等駐車場整備補助金交付請求書（第 8 号様式）を市長に提出するものとする。

2 補助金は、前項の請求があった日の翌日から起算して 3 0 日以内に交付するものとする。

(消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 1 2 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の仕入控除税額が確定したときは、速やかに民間自転車等駐車場整備事業仕入れに係る消費税相当額報告書（第 9 号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の報告を受けた場合であつて、既に交付した補助金を返還させる必要があると認めるときは、補助事業者に対し消費税等の仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助施設の変更又は廃止の届出)

第 1 3 条 補助事業者は、補助施設の開設後 5 年が経過するまでの間、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、民間自転車等駐車場変更・廃止届（第 1 0 号様式）に、必要に応じて第 6 条の書類を添付し、市長に届け出なければならない。

- (1) 補助施設の営業を停止又は廃止するとき。
- (2) 補助事業者の住所又は事務所等の所在地を変更するとき。
- (3) 補助施設の名称又は運営主体を変更するとき。
- (4) 補助施設の収容台数又は利用料金を変更するとき。
- (5) その他、この要綱に基づく申請及び届出事項を変更するとき。

(運営状況等の報告)

第 1 4 条 補助事業者は、補助施設の開設後 5 年が経過するまでの間、民間自転車等駐車場運営状況報告書（第 1 1 号様式）により、年度（4 月 1 日から 3 月 3 1 日までをいう。）ごとの運営状況を、毎年 4 月 3 0 日までに市長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する報告のほか、市長がこの要綱を施行するため必要と認めて行う、補助施設の運営に関する資料の提出要求に応じなければならない。

(交付決定の取消し)

第 1 5 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第 7 条に規定する交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を補助施設の整備以外の用途に使用したとき。

- 2 市長は、前項又は第8条第3項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、民間自転車等駐車場整備補助金交付決定取消通知書（第12号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

- 第16条** 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合又は第13条の規定により事業が廃止された場合において、既に補助金を交付しているときは、補助施設の運営期間（補助施設の開設の日から補助金の返還事由が生じた日までをいう。）に応じて、補助事業者に対し、期限を定めて、別表第2に掲げる額（この額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）の返還を命ずるものとする。
- 2 市長は、第13条の規定により施設が変更された場合において、変更後の施設の収容台数に応じて第5条の規定により算出した額が、交付した補助金の額を下回ったときは、前項の規定の例により、期限を定めて、別表第3に掲げる額の返還を命ずるものとする。

（帳簿の保存）

- 第17条** 補助事業者は、補助施設に関する収支等を明らかにした帳簿を備え、補助施設の開設後、5年間保存しなければならない。
- 2 補助事業者は、市長から求められたときは、前項の帳簿の写しを提出しなければならない。

（補則）

- 第18条** この要綱の施行に関し必要な事項は、道路交通局長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第 1（第 5 条及び第 1 6 条関係）

形 式	1 台当たりの設備費	標 準 整 備 費
平面式 (2 段ラックを含む。)	6 0, 0 0 0 円	1 台当たりの設備費に収容台数を乗じた額（原動機付自転車及び自動二輪車については、1 台につき自転車 1.5 台分として計算する。）
立体式 (機械式を含む。)	1 0 0, 0 0 0 円	

備考：立体式とは 2 階建て以上の建築物をいい、機械式とは機械収納型をいう。

別表第 2（第 1 6 条関係）

運 営 期 間	補 助 金 の 返 還 額
3 年に満たないとき	補助金の交付額の全額に相当する額
3 年以上 4 年未満のとき	補助金の交付額の 2 分の 1 に相当する額
4 年以上 5 年未満のとき	補助金の交付額の 3 分の 1 に相当する額

別表第 3（第 1 6 条関係）

運 営 期 間	補 助 金 の 返 還 額
3 年に満たないとき	補助金の交付額の全額に相当する額と補助金の交付額の全額に相当する額に、施設の変更後の収容台数を変更前の収容台数で除した割合を乗じた額の差額
3 年以上 4 年未満のとき	補助金の交付額の 2 分の 1 に相当する額と補助金の交付額の 2 分の 1 に相当する額に、施設の変更後の収容台数を変更前の収容台数で除した割合を乗じた額の差額
4 年以上 5 年未満のとき	補助金の交付額の 3 分の 1 に相当する額と補助金の交付額の 3 分の 1 に相当する額に、施設の変更後の収容台数を変更前の収容台数で除した割合を乗じた額の差額

様式

- 第1号様式：民間自転車等駐車場整備補助金交付申請書
- 第2号様式：民間自転車等駐車場整備補助金交付決定通知書
- 第3号様式：民間自転車等駐車場整備補助金不交付決定通知書
- 第4号様式：民間自転車等駐車場整備変更等承認申請書
- 第5号様式：民間自転車等駐車場整備変更等承認通知書
- 第6号様式：民間自転車等駐車場整備完了届
- 第7号様式：民間自転車等駐車場整備補助金交付確定通知書
- 第8号様式：民間自転車等駐車場整備補助金交付請求書
- 第9号様式：民間自転車等駐車場整備事業仕入れに係る消費税相当額報告書
- 第10号様式：民間自転車等駐車場変更・廃止届
- 第11号様式：民間自転車等駐車場運営状況報告書
- 第12号様式：民間自転車等駐車場整備補助金交付決定取消通知書